

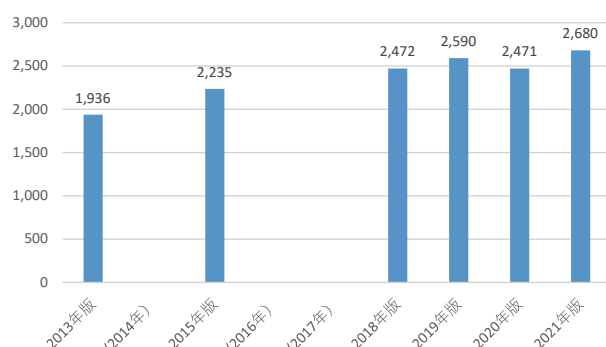


「中国進出企業一覧 2021年版」発行に目途

当センターでは、会員各社協力の下、「日本・中部地区 中国進出企業一覧 2021年版」をまとめ、本年10月中旬の会員専用ホームページでの公開、11月上旬の冊子配布に向けて準備が整いつつある。2021年版の公開に先立ちその概要をレポートする。

一覧は、日本の中部地区(愛知、岐阜、三重、静岡、長野、福井、石川、富山の8県)に本社を置く企業の中国(香港、マカオ、台湾を除く)現地法人をリスト化したものである。

1) 掲載件数の推移



※掲載件数の対象は法人のみ。

分公司、現地法人事務所は含まず。

掲載件数と新規の進出または撤退の件数は一致しない。

(過去未掲載分の新規掲載が存在するため。)

12年以前、14年、16年、17年はデータなし。

法人格を持つ現地法人の掲載件数は2,680件(社)と、過去最高となる見込み。過去最高となる要因としては、新規進出の増加よりも、むしろ中国拠点の情報をリアルタイムで入手しやすい環境に変わってきていることが挙げられる。

中国政府は信用構築を目的として企業情報の公開に近年取り組んでおり、日本本社が非上場企業で



2021年版の表紙

あっても、その中国拠点の登記情報は中国政府が運営している企業情報公開サイト「国家企業信用信息公示系統」より公開されている。よって、過去にも増して信頼性の高い情報をリアルタイムで入手できるようになった。たとえば従来であれば既に清算または持分譲渡で撤退しているにも関わらず、撤退情報をつかめていないがために掲載していた現地法人を掲載から除外することが可能になった。

2020年版が前年より掲載件数が減った要因は、撤退している拠点の確認に重点が置かれ、未掲載の拠



主な情報源「国家企業信用信息公示系統」のトップ画面

目次

「中国進出企業一覧 2021年版」発行に目途	1
【金務報告】2021年度 第三回理事会を開催	6
10月以降の行事案内	6
ピンポン外交50周年記念国際シンポジウムが開催	7
【寄稿】中国環境規制の動向 第3回：排出許可、環境税等その他共通制度	8
滄州デスクNEWS	12

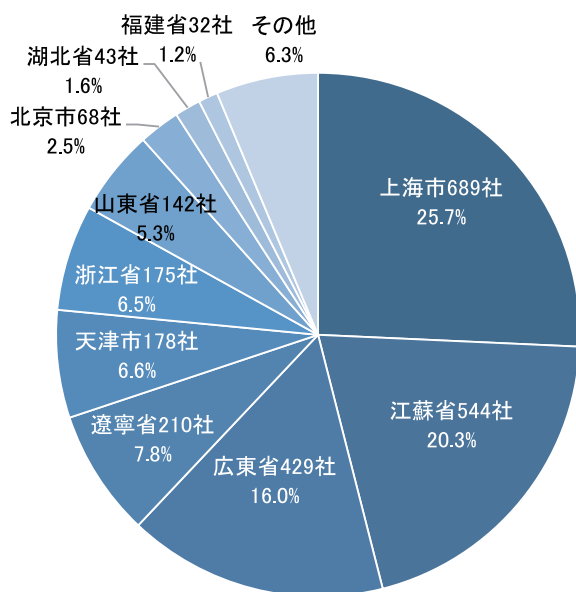
蕭山デスクNEWS	12
常州デスクNEWS	13
揚州デスクNEWS	13
常熟デスクNEWS	14
江門デスクNEWS	14
佛山デスクNEWS	15
中国短信	16
中国経済データ	18

点の確認まで手が回らなかったことにある。

前年の反省点を踏まえ、2021年の更新にあたっては、撤退拠点の確認と並行して、未掲載の拠点の確認にも力点を置いた。その結果、2021年版の掲載件数が過去最高となった訳である。

掲載件数の推移が、新規の進出または撤退と連動しておらず、データとして連続性を欠き、当センターの事務作業によって掲載件数が左右されている点は反省すべきで、改善に取り組むつもりである。

2) 中国省別の分布



中国現地法人の所在地を省別で見ると、上海市の689社が最も多く、全体の1/4を占める。2位が江蘇省544社、3位が広東省429社となった。

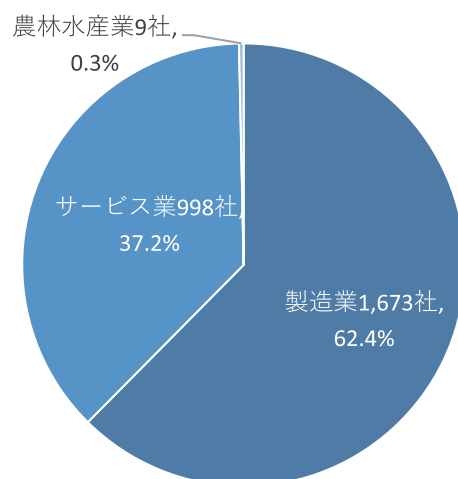
現地法人数が多い上位10省のうち9省が沿海部で、内陸部の省は湖北省1省のみとなっている。

なお、資本金ベースでの省別分布も検証したいところであるが、中国でいう「登録資本金」は人民元建てのほかに日本円、米ドル、香港ドルなど多種多様な外貨建ても認められているため、集計の目途が立っていないのが正直なところである。

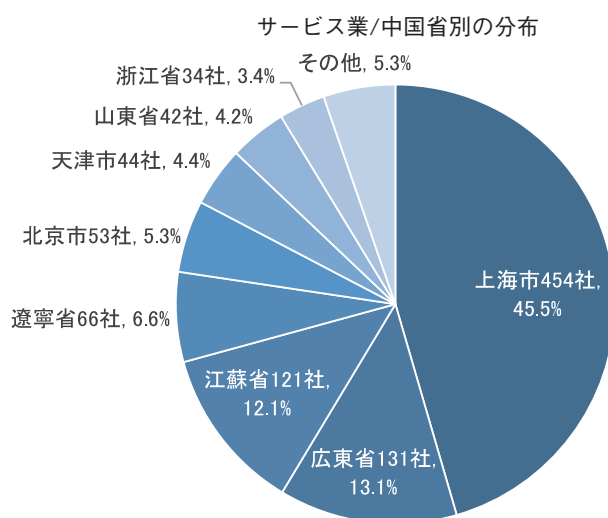
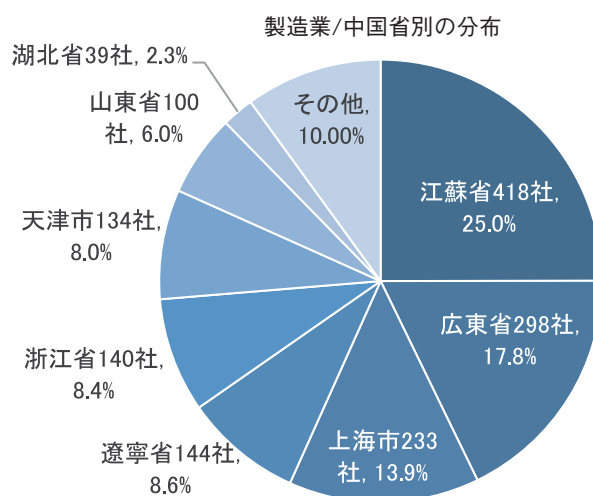
3) 中国省別の分布

一覧では、業種を「製造業」（第二次産業）、「サービス業」（第三次産業）、「農林水産業」（第一次産業）の3つで区分し掲載している。

その内訳は、製造業が1,673社あり、全体の62.4%を占める。サービス業998社がそれに続く。農林水産業は9社にとどまる。



4) 業種別/中国省別の分布



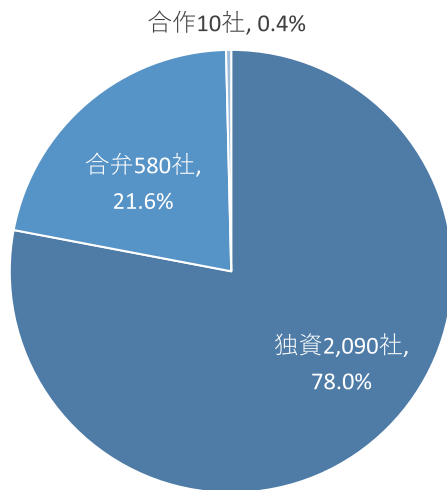
先の2表は、製造業とサービス業それぞれが中国のどの省に分布しているかを比較したものである。

製造業では江蘇省が最も多く、広東省、上海市などがそれに続く。1位の江蘇省、3位の上海市、5位の浙江省を合わせると、その構成比は47.3%と半数に迫る。長江デルタと呼ばれる、この2省1市が選好

されている結果を示した。

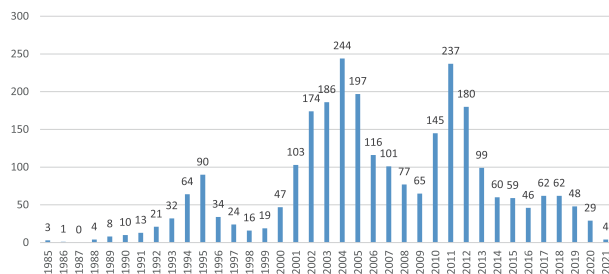
他方、サービス業では上海市が突出して多く、同市だけで全体の45.5%に上った。

5) 資本形態の構成



資本形態を外資100%で設立された「独資」、中国資本と設立された「合併」「合作」の3つで区分し、集計した結果、「独資」が全体の8割近くを占めた。

6) 設立年



上表は現地法人2,680社を設立年別に並べたものである。

一覧では、最も社歴が長い1985年に設立された現地法人3社をはじめ、期の途中であるが2021年に設立されたものまで掲載している。

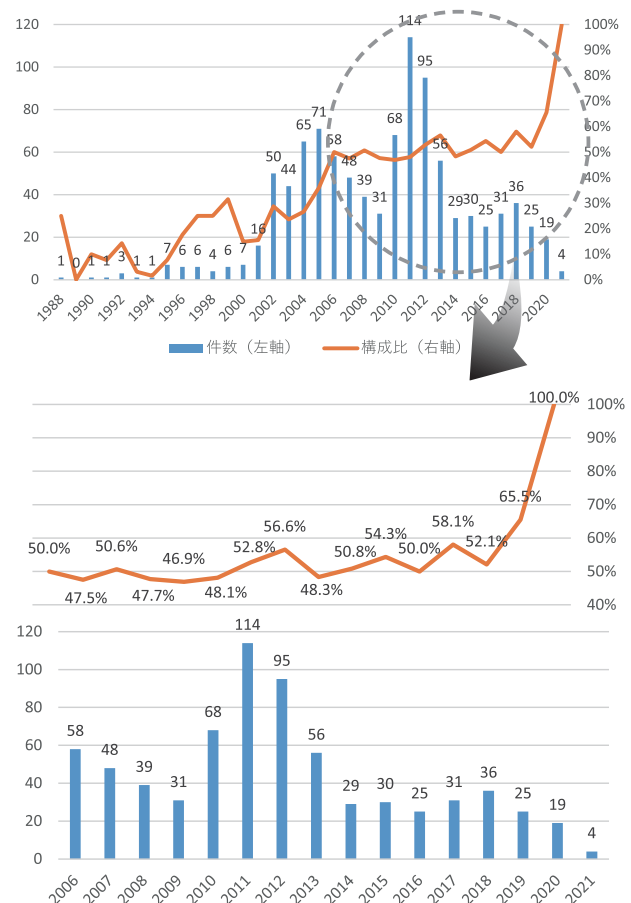
優遇の導入や撤廃などの中国外資導入政策の変遷、そして日中関係の改善・悪化といった「内的要因」に加え、アジア通貨危機、世界金融危機など第三国で生じた「外的要因」の影響を受けながらも、数度にわたる対中投資ブームを経て、現地法人数は累計で増加を続けてきた。

但し、すでに中国にある日系現地法人数はピークアウトしているとの見向きもある。今後は中国国内での人件費や土地代の上昇、環境規制を含めた産業

政策、さらには中国企業や欧米外資との競争、製品寿命やビジネスモデルに直結する技術革新など、広い意味で中国の投資環境が変化していくなかで、現地法人の推移、すなわち新規進出、存続、撤退の動向に注視していく必要がある。

なお、新型コロナウイルスの影響については、結果が出るまでもう少し時間がかかりそうだ。

7) サービス業の設立年



上表はサービス業998社を設立年別に並べたものである。

中国外資導入政策においては、改革・開放政策が始まった当初90年代までは製造業の誘致に偏りがあり、卸売・小売業の設立は合併のみ認められるなどの資本規制や、保税區のみに認められる地域規制が存在していたが、2001年に中国が世界貿易機関(WTO)に加盟し、その後、2004年に外資による卸小売業に関する法令「外商投資商業分野管理弁法」が整備されたことで、地域制限が撤廃され、卸売・小売業の新規設立が容易となった。こうした規制緩和を裏付けるかのように、2006年にサービス業の設立件数が製造業のそれを初めて上回って以降、サービ

ス業の設立が全体に占める割合は高まる傾向にある。

その背景には、規制緩和に加え、中国国内の産業構造も要因の一つと言える。

中国のGDPは、2013年に初めて第三次産業（サービス業）が第二次産業（製造業）を上回って以降、第三次産業が過半数を超えている。そのため、一覧に掲載されている新規設立の現地法人の業種（業態）も中国の産業構造の変化に呼応しているようだ。

中国2020年産業別GDP

	金額(億元)	前年比(%)	構成比(%)
GDP	1,015,986	2.3	100.0
第一次産業	77,754	3.0	7.7
第二次産業	384,255	2.6	37.8
第三次産業	553,977	2.1	54.5

コラム：「設立年」＝「進出年」ではない

サービス業で最も古い設立年は1988年であったが、同社はもともと中国資本100%の企業で2014年に日本企業が資本参加したことで合弁企業に転換したものであった。

海外進出には、新規に法人を設立する進出「グリーンフィールド投資」と、既存企業に対する資本参加や買収による進出「ブラウンフィールド投資」という2つの形態が存在する。そのため、設立年の確認のみでは進出の全貌を明らかにできないことをこの事例は物語っている。

8) サービス業の設立傾向

一覧では、掲載の都合上、第三次産業を一律に「サービス業」として区分しているが、その事業内容は多種多様に上る。ここで、近年設立された「サービス業」の事業内容について、もう少し詳しく見ていきたい。

サンプルとして、2018年以降に設立されたサービス業84社のデータを抽出し、その事業内容を集約し、目的別に分けると次の結果となった。

【2018年以降に設立された主なサービス業】

①中国での調達を目的としたもの

- ・衣料品/繊維製品の輸出入
- ・衣料品の検品(物流加工)
- ・建材の販売
- ・梱包資材の販売
- ・遊戯機(パチンコ台)の検品
- ・機械部品の検品
- ・電子機器の検品

②中国国内販売を目的としたもの

- ・電子部品の販売
- ・美容機器の販売
- ・ガス機器の販売
- ・工作機械の販売
- ・切削工具の販売

- ・金型の販売
- ・機械部品の販売
- ・ペットフードの販売
- ・楽器の販売
- ・医療機器の販売
- ・建材の販売
- ・家具の販売
- ・調理器具の販売
- ・光学機器の販売
- ・自動車部品の販売
- ・自動車の販売(ディーラー運営)
- ・自動車生産設備の販売
- ・中古設備の査定/販売
- ・飲食店用設備の販売

③中国事業の統括を目的としたもの

- ・食品メーカーによる統括
- ・自動車部品メーカーによる統括
- ・自動車金融会社による統括
- ・プラントメーカーによる統括

④中国での開発を目的としたもの

- ・電気自動車(EV)の開発
- ・燃料電池システムの研究開発
- ・EV駆動システムの開発
- ・テレマティクスの開発

⑤中国での技術支援を目的としたもの

- ・技術コンサルの提供
- ・自動車部品の試験評価

⑥中国でのサービス提供を目的としたもの

- ・介護サービスの提供
- ・介護サービス会社による住宅改修
- ・福祉用具レンタルサービス
- ・飲食店の経営
- ・モビリティサービスの提供
- ・工業団地の運営
- ・健康状態確認用検査キットの販売
- ・陸上輸送

一覧は日本の中部8県に本社を置く企業の中国拠点を含めたものであるため、サービス業の事業内容においても、地域色、産業構造を反映したものとなっている。おおむね繊維、自動車、機械、電子機器など当地の製造業に関連するサービス業の進出が目立つ。自動車関連では開発拠点の設立も複数確認された。

全体的に中国国内販売を目的とした設立が多くを占めるが、検品・調達・輸出を目的とした設立も存在することから、中国が依然「世界の工場」として機能していることが明らかになった。

当地に本社を置く小売業による中国進出は過去には存在したが、過当競争や電子商取引(EC)の台頭などもあって、撤退や苦戦を余儀なくされたところが少なくない。そのためか、2018年以降に小売業の新規進出は見当たらなかった。

一方、近年ならではの特徴として、従来にはあまりなかった、一般消費者向け商品の販売拠点の設立、介護関連での拠点設立も複数確認された。これ

らは中国消費者の購買力の向上、消費の多様化、そして高齢化社会の到来に応じたものと思われる。

9) 製造業の設立傾向

同様に、2018年以降に設立された「製造業」59社のデータを抽出し、その事業内容を集約すると次の結果となった。

【2018年以降に設立された主な製造業】

- | | |
|-----------|-----------|
| ・自動車部品の製造 | ・食品の加工 |
| ・産業機械の製造 | ・健康食品の製造 |
| ・工作機械の製造 | ・衛生用品の製造 |
| ・機械部品の製造 | ・鋳造品の製造 |
| ・環境機器の製造 | ・工具の製造 |
| ・医療機器の製造 | ・金属熱処理 |
| ・建設資材の製造 | ・金属溶射加工 |
| ・半導体資材の製造 | ・プラスチック塗装 |
| ・溶接資材の製造 | ・コーティング加工 |
| ・電子部品の製造 | ・溶剤のリサイクル |
| ・化学品の製造 | |

設立目的はサービス業では多岐にわたったが、製造業では一様に中国国内販売にあると思われた。

業種として最も多かったのは自動車部品の製造であった。多種ある自動車部品のなかでも、オートマチックトランスミッション及びその関連部品、そしてワイヤーハーネスの製造が特に目立った。

自動車部品の製造拠点が増加する背景には、納入先である完成車の製造拠点が中国国内で分散しているため、物流コストやリードタイムの削減のため、納入先に近い場所で部品を製造する傾向の現れと思われる。

ワイヤーハーネスの製造は自動車部品のなかでも労働集約的な要素が高いとされる。都市化が進んだ地域では求人が難しくなっている反面、納入先である完成車・部品メーカーから離れすぎるとリードタイムに支障が出るため、もともとの拠点がある都市から（中国では比較的近い距離とされる）50km、100km、200km程度離れた場所に別拠点（サテライト工場）を構える傾向が高いようだ。

また自動車部品に限らず、製造業全般の新規拠点の設立に共通する傾向として、すでに中国に現地法人をもつ企業が2拠点目またはそれ以上を追加設立していることが挙げられる。2018年以降に設立された製造業の現地法人59社のうち、日本本社から見て中国1拠点目の設立と判断されるものは13社にとどまった。このことは、中国事業が軌道に乗っている企業によって事業拡大が続いていると肯定的に捉えられる一方、工場建設を伴う中国初進出が減少傾向

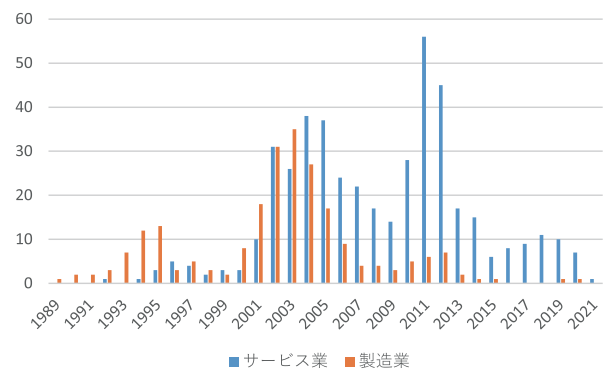
にあるとの見方もできる。

10) 上海市での設立傾向

省別で最も掲載件数が多い上海市689社の産業構成の内訳は、サービス業454社、製造業233社、農林水産業2社と、サービス業が全体の65.9%を占めた。近年の傾向として、2018年以降に設立された31社の内訳は、サービス業29社、製造業2社と、地価も人件費も突出して高い上海市への製造業の設立は、やはり減少傾向にあった。

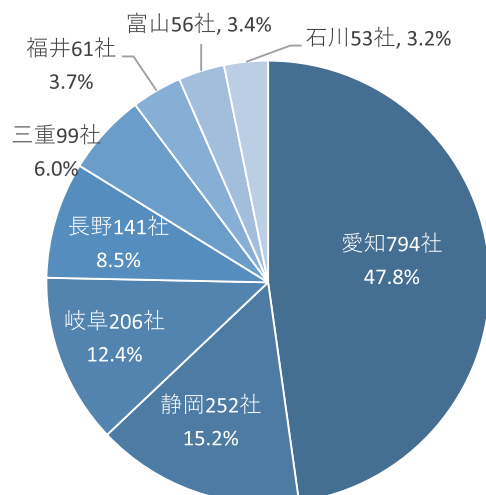
また上海市にある製造業は社歴が比較的長く、都市化や環境規制強化も相まって、工場の移転や業態転換などが進む可能性が高いとみられる。

上海市でのサービス業・製造業の設立年



11) 日本本社中部8県の構成

中国現地法人の出資者で、中部8県に本社を置く企業数は1,662社で、愛知県が半数近くを占めた。



最後に

冒頭のグラフ「掲載件数の推移」にあるように、一覧はデータの連続性を欠くなど、改善の余地が大きい。今後も改善を重ね、データとしての価値向上に努めていきたいと考えている。

2021年度 第三回理事会を開催

9月3日に書面決議による方式で第三回理事会が開催され、下記の内容が承認された。

1. 新入会員の承認

株式会社永栄

(事業内容：日中貿易展示会総合支援、商業・文化交流とする目的の視察、研修等の受け入れや国際会議サポートと通訳手配、サービス等の支援事業、海外航空券、各国認証、査証代行等の業務渡航支援事業、システム開発、業務自動開発事業)

2. 一部協議員の変更

(1) 退任 小山 享 豊田合成(株)
取締役社長

新任 安田 洋 豊田合成(株)
取締役・執行役員

(2) 退任 安井 香一 東邦ガス(株)
相談役

新任 富成 義郎 東邦ガス(株)
代表取締役会長

10月以降の行事案内

主催セミナー

「不正会計の事例と対策」

日 時：12月8日(水) 15:00～16:30
会 場：オンライン開催
講 師：前田 勝己 前田公認会計士/税理士
事務所 代表
参 加：70名(先着順)会員限定

後援行事

「2021年度 第1回公開研究会」

日 時：10月30日(土) 14:00～17:00
会 場：中統奨学館ビル4階／オンライン開催
主 催：東海日中関係学会

後援行事

「第39回全日本中国語スピーチコンテスト 愛知県大会」

日 時：10月30日(土) 12:30～(予定)
会 場：愛知工業大学自由ヶ丘キャンパス
主 催：特定非営利活動法人愛知県日本中国友好
協会、江蘇省人民対外友好協会

後援行事

「煙台・東海地方産業協力交流会」

日 時：11月12日(金) 15:00～17:00
会 場：オンライン開催
主 催：煙台市委員会、煙台市人民政府

後援行事

「2021浙江省輸出商品(大阪)交易会／ 大阪国際ライフスタイルショー」

日 時：12月15日(水)～17日(金)
会 場：インテックス大阪2号館
主 催：浙江省商務庁

後援行事

「江蘇杯中国語スピーチコンテスト」

日 時：12月18日(土)
午前：高等学校の部
午後：大学の部 初級班 中上級班
会 場：オンライン開催
主 催：愛知大学、江蘇国際文化交流センター、
南京大学

ピンポン外交50周年 記念国際シンポジウムが開催

8月26日、ピンポン外交50周年記念シンポジウムが、「ピンポン外交」ゆかりの地、名古屋で開催された。シンポジウムは「温故知新 ピンポン外交が導く未来」をテーマにその歴史的意義を振り返り、歴史から学べるものについて語り合うことを主旨とし、中国駐名古屋総領事館と愛知県日中友好協会による共催で、劉曉軍・中国駐名古屋総領事、後藤泰之・愛知県日中友好協会会長、近藤昭一・日中友好議員連盟幹事長、広澤一郎・名古屋市副市長、岡崎温・日中友好協会理事長、大野大介・(一社)東海日中貿易センター専務理事兼事務局長をはじめ、ピンポン外交当業者など300人余りが、会場やオンラインで参加した。

第1部は、孔鉉佑・中国駐日本国特命全権大使がオンライン形式にて基調講演を行った(写真)。孔大使は冒頭、「本年はピンポン外交50周年という特別な年にあたり、ピンポン外交発祥の地である名古屋でシンポジウムが開催されるということはとても時宜にかなう大変有意義なことと思う」と述べ、半世紀前のピンポン外交について「名古屋で開催された第31回世界卓球選手権大会で、中国と米国の選手同士の偶然の接触がきっかけで両国の卓球チームの相互訪問が実現され、20年以上にも亘って両国を隔てていた氷を動かし、後にキッシンジャー法務長官の極秘訪中や中国の国連復帰、ニクソン大統領の中国訪問、中日国交正常化などに繋がった。歴史の流れを大きく変える偉業を成し遂げた」と評価した。

続いて「50年後の今日、世界は多極化と経済のグローバル化が深く進行し、各国間の相互依存が嘗てないほど高まっており、世界はより一層団結・協力・ウィンウィンが求められている。その中でピンポン外交は中国、日本、米国の3カ国にとって特別な歴史的意義があるのみならず、今日の国際情勢になっても依然として重要な示唆をもたらしてくれている。」と指摘し、それが示すものとして、「相互尊重、小異を残して大同につくという付き合い方を堅持すること」、「民間先行、民を以て官を促すという中日友好の伝統を堅持すること」、「時流を見極め、



孔鉉佑・駐日本国特命全権大使

大局を図る戦略的ビジョンを堅持すること」という3点を挙げた。

最後に「来年は中日国交正常化50周年であり、両国関係は新たな歴史的出発点を迎える。双方が共に中日国交正常化時の初心を新たにし、半世紀にわたる中日関係の実り豊かな成果を大切に守り、平和・友好・協力という正しい方向性をしっかりと把握し、中日関係をさらに高い水準へと押し上げ続けることを希望する」と述べた。

中国人民对外友好協会の林松添会長はビデオメッセージで、「世界は未曾有の変革の中ではあるが、平和と発展は依然として今の時代のテーマである」と述べた。また、来年の国交正常化50周年を新たな出発点とし、「ピンポン外交の精神と民間友好の伝統を受け継ぎ、日中関係の安定と長期的な発展並びにアジアの平和と繁栄に新たな貢献を果たすよう期待する」と述べた。

ピンポン外交の立役者である後藤鉀二氏の孫にあたる後藤泰之氏は、「ピンポン外交50周年にあたり、愛知県日中友好協会会長に就任し、先達の手から日中友好の未来を創るバトンを託された。今後、先達の遺志を継ぎ、日中友好交流の促進に尽力していきたい」と述べた。

第2部のシンポジウムでは、日中友好協会の岡崎温理事長が進行役を務め、当時の体験談や、講演などが行われた。

中国環境規制の動向

第3回：排出許可、環境税等その他共通制度

日中環境協力支援センター有限公司
北京JCE生態環境コンサルティング有限公司
取締役／総経理 **大野木 昇司**

中国の製造業向け環境管理制度の全体像を見るには、共通制度(環境アセス、排出許可、環境税等)と要素別制度(大気、廃水、産廃等)のマトリックスを把握する必要がある。前回はそのうち環境アセスの概要を紹介したが、今回は排出許可、環境税、モニタリング、環境事故緊急対応を概説する。

■汚染排出許可制度

工場など汚染を排出する企業は、汚染排出開始前に汚染排出許可手続きが義務付けられている。汚染排出許可制度は、環境アセス制度と並ぶ最も重要な環境管理制度である。単なる行政許可手続きにとどまらず、工場の運営に直結し、重い処罰も規定され、社内管理制度にも変更を迫るものである。

この制度は、環境保護法、大気汚染防止法、水汚染防止法、固形廃棄物環境汚染防止法の下、実務法令として汚染排出許可管理条例(國務院令、2021年1月公布、2021年3月1日施行)、汚染排出許可管理弁法(試行)(生態環境省令、2018年1月公布・施行、2019年8月修正)、固定汚染源排出登記業務ガイドライン(試行)(生態環境省、2020年1月公布・施行)などで詳細に規定している。

□管理区分

汚染負荷の大きさに応じて3区分(重点管理、簡易管理、登記管理)しており、管理方式を差別化している。その区分は、固定汚染源汚染排出許可分類管理リストを参照する必要がある。最新の2019年版では表1の通り、107産業区分+その他産業+4共通工程(ボイラー/工業炉/表面処理/水処理)の計112区分が記載されている。

自社の中国製造拠点が取得済みかどうかは、生態環境省が管理運営している全国汚染排出許可証管理情報プラットフォーム(<http://permit.mee.gov.cn>)

上で、地域や中国語社名から検索できる。

表1. 排出許可分類管理リスト(19年版)一部例

業種区分	重点管理	簡易管理	登記管理
コンピュータ、電子部品、電子材料等	重点汚染排出事業者	溶剤型塗料(希釈剤を含む)を年10トン使用	その他
ゴム製品業		タイヤ、ゴム部品、再生ゴム等	
自動車製造		①重点管理以外の完成車製造、②溶剤型塗料/接着剤を年10トン使用するエンジン、シャーシ、部品他	

(出典：生態環境省サイトにに基づき著者作成)

□手続き方法

新規取得・更新時の有効期限は5年(2021年2月末以前は初回取得時の有効期限は3年)。許可証には、正本と副本がある(登記管理には副本なし)。

新設・改造・拡張企業については、実際の汚染排出が始まる前に手続き完了が求められる。正式稼働時が基準ではなく、試験生産や調整試験で実際に汚染排出がある場合、その前に手続き完了が求められる。

審査期限について、重点管理は30日(現場審査必要時は45日)、簡易管理は20日となり、登記管理は審査なしである。

工場を改造・拡張する場合、副本記載内容に変更があった場合、許可証変更手続きが必要となる。

□許可証取得の手続き

重点管理、簡易管理の汚染排出許可証手続きは次の手順で進める。

- 書類の準備・整理：社内各部署から環境・生産の書類を得て、データ整理する。約20～30点の書類が必要。例えば環境アセス文書、モニタリングデータ、社内環境管理制度文書、図面(生産フロー)等。
- 申請書類の入力：全国汚染排出許可証管理情報

プラットフォームにアクセスしオンライン入力する。

3. 申請報告の公示：5営業日公示する。簡易管理では公示なし。
4. 申請報告の補充：公示の状況や審査部門の要求に基づいて資料・データを補充。当局や第三者審査機関が立入検査することもある。
5. 副本作成：環境管理要求を示し、排出総量を査定。
6. 許可証の発行：発行後、ネット上で公開。

汚染排出登記管理については、その手続きは期限内に全国汚染排出許可証管理情報プラットフォームにアクセスしオンライン入力するが、入力項目は重点管理や簡易管理より少ない。公示・審査はなく、紙版許可証もなく、入力後に登記コードと登記票が自動生成され、自社で印刷して保管すれば手続き完了となる。

□汚染排出許可証の取得後の企業対応

汚染排出許可証は単に手続きして取得すればよいわけではなく、許可証副本(登記管理では副本はなし)に記載された環境管理要求を全て順守する法的義務があり、違反時には処罰される。許可証副本の分量は非常に多く、少なめでも約30ページ、多くなると80ページ以上になることもある。

副本に記載される主な対応項目は、①排出規制要求、②自社モニタリング、③台帳記録の整備、④実行報告書の作成・提出、⑤環境情報公開である。

排出規制要求：大気と水の排出口ごと(主要排出口と一般排出口の2区分あり)、汚染物質の種類ごとに、濃度規制値と年間総量規制値や対策措置を定めている。濃度規制値は、全国、地方別、業種別の排出基準値を元に定められる。総量規制値は、重点管理企業の主要排出口から排出される重点規制物質のみ定められる。大気ではさらに無組織排出(漏洩排出)も規制される。このほか、大気「特殊状況下の規制値」として重度大気汚染警報時の規制値が盛り込まれることもある。排出口管理では、表示看板の設置も規定した。廃棄物分野では、廃棄物の種類ごとに区分(危険廃棄物、一般工業廃棄物、食品ゴミ等)や年発生量、処理方式(社内リサイクル、有資格処理業者への委託処理、清掃業者への委託処理等)、

処理委託業者の名称等が記載される。騒音分野では、工場境界部騒音規制値が昼間・夜間別に記載されるが、省によっては記載されないこともある。

自社モニタリング：大気と水の排出口ごと、汚染項目、測定施設(手動か自動か)、自動モニタリングが環境当局とネットワーク接続しているか、自動モニタリング設備の名称、自動モニタリング設備の設置位置、手動サンプリングの検体数、手動モニタリングの頻度(年1回、半年1回、四半期1回、月1回等)、手動モニタリング測定方法基準などが盛り込まれている。

環境管理台帳記録：基本情報、モニタリング記録情報、生産設備の運行管理情報、汚染処理設備の運行管理情報の別に、記録内容、記録頻度、記録方式などが定められている。また記録保管期間を5年と定めた。

汚染排出許可証実行報告書：年報・季報・月報の別に、記載・公開する内容(主にモニタリング結果等)や頻度が許可証で定められている。

環境情報公開：汚染排出許可証・登記に伴う環境情報公開について、全国汚染排出許可証管理情報プラットフォームでは、申請前情報(事前公示)、許可情報、登記情報、抹消公告、遺失声明、関連の法規・基準を公開している。企業情報別では、重点管理と簡易管理の場合、許可証副本、つまり工場内の排出口の場所、排出口ごとの大気・水排出規制値(濃度規制、総量規制)、自社モニタリング(排出口ごと、排出項目ごと)、実行報告書、情報公開要求、環境管理台帳などの要求事項が公開される。登記管理の場合、登記票が公開される。さらに企業が定期的に提出する汚染排出許可証実行報告書が、同プラットフォーム上で公開される(登記管理では対象外)。これに加え、汚染排出許可証や企業・事業者環境情報公開弁法に定められた内容について、環境情報公開するよう求めている。自社の環境管理要求・実情が公開されるため、周辺住民やメディア、NGO等からの監視がより厳しくなり、同業他社にも知られることになる。一方、同業他社の状況が把握できるため、環境管理の参考にすることもできる。

排出許可証副本に定められた環境管理要求は、企業環境規制のごく一部に過ぎないこと、排出許可を取得した後で制定・改定された環境規制は、排出許可証副本に記載されていなくても順守しなければな

らないことにも留意する必要がある。

□違反時の処罰

主な処罰項目は表2の通り(排出許可証の順守や悪質違反時の嚴重処罰は記載を省略)。

表2. 主な排出許可証制度の違反時処罰規定

改善命令+20万～100万円の罰金 ・有効な汚染排出許可証なしで汚染排出 ・濃度規制・総量規制を超過 ・監督管理逃れの方法で違法汚染排出
改善命令+5万～20万円の罰金 ・大気汚染物の無組織排出抑制をしない ・大気汚染警報時に排出を停止・制限しない
改善命令+2万～20万円の罰金 ・排出口の位置や数、排出方法や排出先が違反 ・自社モニタリング計画の未策定・未実行 ・測定記録原本の未保管、汚染排出情報の未公開 ・排出基準超過等異常の未報告 ・当局立入検査で非協力・妨害
改善命令+0.5万～2万円の罰金 ・記録台帳制度の未構築、未記録 ・排出許可証実行報告書の未提出
改善命令+5万円以下の罰金 ・必要な汚染排出許可登記を未実施
日数連続罰金 ・違法排出行為を処罰し改善命令したが未改善
責任者や担当者への行政拘留と刑事処罰 ・未取得で汚染排出し停止命令を受けたが未対応 ・隠蔽排出、測定数値の改竄等で検査逃れ ・犯罪要件を満たす場合、刑事処罰対象とする

(出典：生態環境省サイトにに基づき著者作成)

■環境保護税

環境保護税制度は、2018年に導入された、汚染排出量に応じて課税する租税制度である。大気・水の汚染物質では排出基準値以内でも課税され、罰則とは異なる(排出基準を超過した場合、処罰される)。その根拠法は環境保護税法(2018年改定版)、環境保護税実施条例(2017年12月国務院公布)である。

- ・納税者：中国の国内および管轄の海域で、環境に課税対象の汚染物を直接排出する企業。工場排水する場合、下流に工業団地などの集中廃水処理施設があれば、対象外となる。廃棄物では、正規の保管や委託処理をしていれば、対象外となる。一方で、直接排出量が非常に少ない企業、非重点企業、小規模工場、当局が排出量を把握していない企業などについて、現地税務局が適用除外することもある。ただし自社で決定できず、必ず現地税務局に照会する必要がある。
- ・課税対象と課税範囲：課税対象は、大気汚染物、水汚染物、固形廃棄物、騒音の4種である。具体

的な税目は『税目税額表』を適用する(省級政府はその税額を引き上げられる)。大気汚染物、水汚染物の課税範囲は、それぞれの排出口の汚染物の種類別に、汚染当量数の大きい順に並べ、上位3種とする(排水のみ重金属を含む第一区分項目の上位5種も加える)。

- ・税制優遇：納税者が、課税対象の大気汚染物と水汚染物を排出する際、排出濃度基準を50%下回る場合、徴収額を半減でき、排出濃度基準を30%下回る場合、徴収額75%減を適用できる。
- ・企業対応：納税者は、月ごとに排出量を確定して納税額を算出し、四半期ごとに申告・納税する。

■汚染源モニタリング制度

汚染源モニタリングを大まかに分類すると、①法令で義務付けられた企業の自社モニタリング、②法令で義務付けられていない企業の自主モニタリング、③建設事業環境竣工検収時の汚染源モニタリング、④環境当局やその受託機関による立入検査時の監督的モニタリング(環境通報時の当局による確認作業を含む)、⑤環境当局やその受託機関による事故発生時の緊急モニタリング——などである。このほか、一般環境向けの環境モニタリングもある。本稿では、このうち、製造業の環境管理で重要になる「①法令で義務付けられた企業の自社モニタリング」を解説する。

□汚染源モニタリング業務の全体像

汚染排出する工業企業は、大気(無組織排出や悪臭を含む)・廃水・騒音・土壌などで汚染源モニタリングが義務付けられる。その項目・頻度・方法等は、企業別に環境アセスや汚染排出許可証の副本で規定されるが、具体的には「汚染排出事業者自社モニタリング技術ガイドライン」総則版や業種別版を参照する。

「汚染排出事業者自社モニタリング技術ガイドライン」総則(HJ819-2017)では、一般要求として次の5点が定められている。

- ・モニタリング方案の制定

全ての汚染源を調べ、主要汚染源と主要測定項目を定め、モニタリング方案(プラン)を定める。この方案には、企業基本状況、測定ポイント・図面、測定項目、適用基準とその規制値、測定頻度(オンラ

インの有無を含む)、サンプリングと検体保存方法、分析方法と測定機器、品質管理等を含める。新設企業が、実際の生産または汚染排出行為を始める前に同方案を定めて準備を終える必要がある。

- ・モニタリング施設の設置・保守

モニタリングに必要な施設を設置する。適切な位置にサンプリング用の開閉式孔を設け、測定要員がサンプリングしやすくするために看板、上り台、階段、安全柵などを設置する必要がある。

- ・自社モニタリングの実施

最新版の方案に基づき、自社モニタリングを実施する。自社に測定能力や有資格人員がなければ、外部の有資格測定機関に依頼する必要がある。

- ・モニタリングの品質管理

- ・モニタリングデータの記録・保管・公開

□汚染源モニタリングの企業対応

工業企業にとって、汚染源モニタリングは刑事罰にまで及びうる環境法定義務の一部である。法令・政策・基準等が徐々に変わっており、常に最新情報を取得して対応する必要がある。特に偽造・改竄は重い処罰が科されるため、注意が必要である。

各社は、モニタリングデータをグラフ化して汚染排出のトレンド等を把握し、また測定時の生産稼働状況や電力状況と突き合わせて汚染排出状況を分析し、環境リスクを検討するのが望ましい。環境アセスや排出許可等で規定されている自社の排出総量の上限を超えていないのかも確認しておく必要がある。

また、法定モニタリングに加え、必要に応じて内部管理用にモニタリングを行うのが望ましい。そして有資格測定機関といっても、その能力には違いがあり、環境当局等から処罰されるケースも多い。処罰リストに、日頃委託している測定機関が入っていないか確認しておく必要がある。

■環境事故緊急対応

□企業の環境事故緊急対応制度と法律的根拠

中国にある工場等汚染排出事業者は、万一の事故時の環境汚染に備えて、緊急対応プランの策定・届出、必要物資の配備、連絡網の整備、演習活動などの環境事故緊急対応を行うことを義務付けられている。

環境保護法では、企業は、突発的事故のリスク対策、緊急対応準備、緊急対応、事後処理を行い、さらに突発的環境事故緊急対応プランの作成と届出、環境事故発生時の緊急対応、影響を受けうる事業者と住民への通告、環境行政等部局への報告を義務付けている。

□環境事故緊急対応の企業対応実務

- ・自社の環境事故リスク評価

自社に環境事故緊急対応制度が必要かどうか、また必要な場合、どのような環境事故緊急対応プランを作成するかを判定する。

企業・事業者突発的環境事故緊急対応プラン届出管理弁法(試行)では、①突発的環境事故を起こしうる汚染排出企業、②危険化学品を生産・貯蔵・輸送・使用する企業、③危険廃棄物を発生・収集・貯蔵・輸送・処分する企業——等を対象とした。具体的なリスク評価の技術的方法や手順は、下位法令や基準などで定めているが、専門性が高いため、第三者である専門のコンサルティング会社に依頼することもできる。

- ・企業環境事故緊急対応プランの届出

届出管理弁法では、企業が環境緊急対応プランを策定・改定後20業務日以内、建設事業を生産開始または使用前に届出するよう規定した。さらに3年に1度、プランを改定・再届出する必要がある。

- ・環境事故緊急対応制度の日常管理

日常管理では、社内環境事故緊急対応制度を作り、連絡網の整備、定期演習、環境緊急対応リソースの確認作業、継続改善等が必要となる。また、環境事故緊急対応プランに基づく演習活動を、毎年1回以上行う必要がある。さらに企業緊急対応プランは、企業環境情報公開の対象である。

<執筆者プロフィール>

日中環境協力支援センター有限会社
北京JCE生態環境コンサルティング
有限公司

取締役／総経理 大野木 昇司

1972年大阪生まれ。京都大学衛生工学卒、北京大学環境学院修士修了。中国の環境ビジネスや環境規制対応(工場診断、講演等)コンサルティングを行う。
URL : <http://jcesc.com/>





中国中鉄と戦略的提携協議に署名

滄州市と中国中鉄股份有限公司は、新たな都市建設及びインフラ建設等での提携に関する協議書に署名した。これにより、滄州市における高速道路や都市間鉄道の建設、生態系の回復、都市再生、重点地区の総合開発、港湾における運送システム構築等多岐にわたる分野において長期的且つ強固な提携関係が築かれた。

中国中鉄股份有限公司は、建設業、製造業、不動産開発、資源開発、金融投資などの事業を多角的に展開する超大企業グループで、2021年には、フォーチュン誌の世界500強企業ランキングで、第35位にランクインし



ており、中国企業上位500社ランキングでは第5位で、今後は中鉄公司の資金、技術、人材等を利用し、滄州市の新たな都市建設が進められることとなる。

鉄鉱石輸送ルートが新たに就航

これまで黄驊港では、中国内陸(内モンゴル、新疆等)からの石炭を上海、広州へ海上輸送する中継港としての役割を担ってきたが、この度、初めて輸入された鉄鉱石を黄驊港で荷揚げし、鉄道を利用して中国内陸へ逆輸送するサービスが始まった。今回初めて就航したルートは、黄驊港から内モンゴル包頭市の万水泉駅までで、総距離は912キロ、車両編成は60両で、35トンオープントップコンテナを120個搭載して3,300トンの鉄鉱石を運んだ。このプロジェクトは、黄驊港、滄港鉄道、国家エネルギー鉄道の3社による共同輸送で最も長い距離であり、内モンゴル、陝西省、甘粛省等地区への最も便利な輸送方法となった。



明電舎が第1ラインの開業式

明電舎(杭州)駆動技術有限公司の第1ラインが操業を迎え、8月26日に開業式が行われた。

明電舎は中国に現地法人が6社あり、うち蕭山開発区への進出が2社となった。2005年に本区に進出した明電舎(杭州)電気系統有限公司は、主にエレベータ用モータなどを製造している。

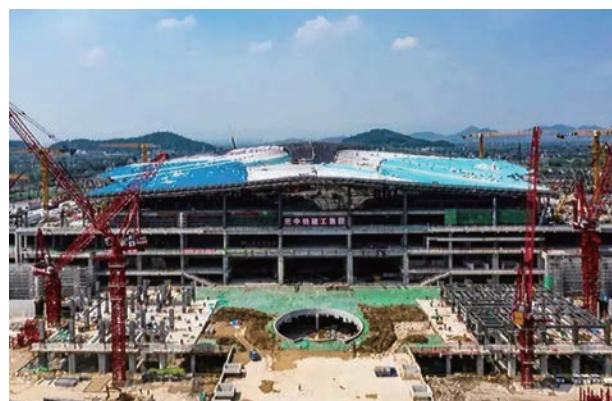
今回、新会社で稼働した第1ラインは、EV用モータ/ジェネレータの製造ラインで、年産10万台規模の生産を目指す。第2ラインは、EV用モータ・インバーター一体機を生産するための工場の新設と設備の導入を計画し、2022年2月の着工及び2023年4月の稼働を目指す。

建設中の杭州西駅 輪郭が出現

建設中の巨大ターミナル「杭州西駅」が1ヵ月以上にも亘る金属屋根の取り付け工事が終わり、遂に駅

舎の外観が明らかになった(写真)。杭州西駅の総建築面積は約51万㎡と中国のターミナル駅としては最大級の規模となる。

同ターミナルには、高速鉄道、地下鉄、バス、タクシーなど様々な交通手段が乗り入れる。近日中に空港鉄道快速線及び地下鉄3号線の都市鉄道路線を引き込み、更に将来2本の都市鉄道路線の引き込みが完成すれば、杭州西駅-杭州東駅間が約25分、杭州西駅-蕭山空港間が約45分で繋がることとなる。

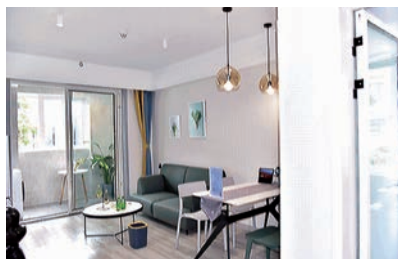




高新区で人材マンションの建設進む

9月6日、季培東常州市委員会常務委員・組織部長ら一行は、住宅問題を抱える優秀な人材を確保する為に建設を進めている各種設備が整った「人材マンション」の視察を行った。(写真:部屋の一例)

我が区では26の建設プロジェクトによる人材向け住宅6,699戸の建設が決まっており、年内までに6,000戸の完成を目指し、現在までに1,210戸が完成した。



季部長は「技術者など優秀な人材が利用する住宅は、ハード・ソフトの両面を兼ね備え、快適な生活環境や質の高いサービスが提供できるなど高いグレードが求められている。今後も

より魅力的で求心力のある人材マンションを構築していきたい」と述べた。

高新区の企業が国家級モデルプロジェクトに

このほど、国家工業情報化部と国家衛生健康委員会は、5G+医療・健康応用パイロットプロジェクトのリストを発表し、高新区の企業で江蘇達実久信医療科技有限公司が申請した「5G+遠隔集中治療(ICU)医療・健康応用パイロット」プロジェクトが常州市で唯一採用されることとなった。同社は今後政府から補助金などの支援が享受できるようになる。

同社が提供する「重症医学臨床情報システム」は、高度なIT技術を駆使して、ICUの日常業務の標準化、プロセス化、自動化を可能にし、更に医療スタッフの負担を大幅に軽減し、作業の質と効率を高め、患者中心の医療プロセスと臨床研究情報収集の基盤構築を可能にする。



開発区、企業の技術改良促進で措置

揚州開発区は、区内企業の技術改良の底上げに取り組んでいる。

今年、揚州開発区が発表した「工業企業培大育強『211』5ヵ年行動計画」では、「中小企業の質の高い発展の政策を推進する意見」をベースに奨励基準を引き上げた。これにより企業は2千～5千万元の設備投資に対し、設備投資額の10～11%を報奨金として受け取ることが可能となり、老朽化設備の脱却にも繋がるものとして期待される。

尚、今年現在まで揚州開発区の企業から報告があった技術改良プロジェクトは53件、その計画総投資額は93億3千万元に達している。

コロナ対策関連の座談会が開催

江蘇省では7月20日、南京禄口国際空港の定期PCR検査で、空港職員のコロナ新規感染が確認されてから省内で感染者数が増加し、7月20日～8月4日の累計感染者数は、感染者が集中する南京市で227

人、揚州市で162人となり、揚州市では、市内の高速バスの運行停止、タクシーの市内外への移動禁止など対策を講じてきた。

8月23日、朱柏興・揚州管理委员会主任は、操業が停止している一部工業企業の操業再開とコロナ対策の指導を主旨とする座談会を開催した。会議では、市内のコロナ感染状況が伝えられ、直近1ヵ月の奮闘によりコロナ感染状況はピークアウトしたものゼロにはなっておらず、依然として万全な対策が必要であるが、その一方で企業の操業再開も同時に推進し、企業の安全生産や負担軽減におけるフォローアップや質の高いサポートに尽力することについての確認がされた。





常熟高新区 国家イノベーション産業 クラスターパイロットエリアに認定

科学技術部はこのほど「2021年イノベーション産業クラスターパイロットエリア(育成)を展開することに関する通知」を公表し、常熟高新区の新エネルギー車のコア部品のイノベーション産業クラスターが認定された。

高新区では、これまで新エネルギー車のコア部品やコンポーネントの企業誘致及び産業の育成に力を注いでおり、これまでに「トヨタ自動車」、「三菱電機」、「シーメンス」等新エネのコア部品メーカーを161社誘致しており、その内ハイテク企業は80社、営業収入が10億元を超える企業が16社となっている。また73の企業・研究開発機構、85のイノベーションサービス機構があり、産業全体の営業収入は648億元を突破している。

常熟高新区では、引き続き「クリーン、インテリジェント、軽量、ネットワーク化」した自動車の開発をキ

ワードに、新エネルギー車の産業集積に努め、長江デルタ地区における発展モデルエリアを目指します。



新エネ車関連企業が入居する
専門ビル「スマートビル」

ロボット産業の集積も目覚ましい

投資総額1.5億元の「南京鑫業誠机器人科技有限公司」のロボットプロジェクトが当区へ進出することが決まった。鑫業誠は、人工知能とインテリジェント製造の分野を専門とするハイテク企業で、研究開発から、設計、製造、販売までを行っており、当区でのプロジェクトでも人口智能を駆使した各種ロボットを製造する計画。

同社の進出により、当区におけるロボット産業の規模が更に拡大し、ロボットを代表とする人口智能関連の企業は60社にのぼり、投資総額は150億元となった。



「広中江高速道路」が年末に開通予定

「広中江高速道路」建設工事が最終段階に入ったことにより、今年年末の開通が現実的となった。この高速道路は広東・香港・マカオの「グレートベイエリア(粵港澳大湾区)」における重要な路線であり、広州-佛山-中山-江門を結ぶ全長67キロ。途中「佛開高速(佛山-江門間)」、「江肇高速(江門-肇慶間)」、「広珠高速(広州-珠海間)」等10の高速道路と繋がることになる。この開通により、グレートベイエリアの都市間の距離が大幅に短縮され、同エリアの発展に大きく貢献するものと期待されている。

有害廃棄物一時保管センターが開設

「江門市有害廃棄物一時保管センター」が開設され、収集・輸送処理調印式が行われた。これにより、江門市における廃棄物分類システムが更に改善された。

ごみの分別は市民にとって重要な生活習慣となっており、今年に入ってから江門市生態環境局と江門市都市管理局では、有害廃棄物の収集、輸送、処理システムの構築に向けて努力を重ね、今回の実現に至った。

今回の有害廃棄物一時保管センターの開設や、当メッキ工業団地があるように、江門市は環境保護に対し積極的な取り組みがされており、非常に優れた都市であることがわかる。



江門市有害廃棄物一時保管センター



広東省がFCVで初のモデル運用都市群に

広東省発展改革委員会は9月2日、広東省が中国財政部など5部門から初のFCV（水素燃料自動車）モデル運用都市群に選定されたと発表した。モデル都市の選定は、北京市(8月24日)、上海市(8月26日)に次いで広東省が3例目となり、これにより該当企業は奨励金を受けられることとなる。

FCVモデル運用都市群は、佛山市を筆頭に、広州市、深圳市、珠海市、東莞市、中山市、陽江市、雲浮市、福州市(福建省)、淄博市(山東省)、包頭市(内モンゴル自治区)、六安市(安徽省)などの都市が連携し形成されている。うち、佛山、広州、深圳、淄博、六安、包頭は燃料電池技術のイノベーションと産業の高度化を進め、東莞、中山、雲浮などのコア材料、技術、設備の研究開発・製造拠点と連携し、珠海、陽江、福州、包頭などは水素エネルギー供給基地としての役割を担い、モデル運用都市群として飛躍的な発展を目指す。

モデル都市では、FCV関連コア技術の底上げに励むとともに、具体的な目標値としてFCV生産台数を1万台以上、水素ステーションの設置数を200基以上と設定した。

広東省FCV運用モデル都市群における産業基盤は強固で、サプライチェーンが整い、FCVのコア部品メーカーも集積しており、大規模なFCV産業クラスターとしての構築が進んでいる。

都市別に発表した水素エネルギー産業発展計画は下記の通りとなっており、佛山市のFCV事業への関心の高さが伺える。

<水素エネルギー産業発展計画の比較>

都市	政策	計画年数	産業規模(億元)	FCV生産台数(台)	水素ステーション(基)
佛山市	佛山市水素エネルギー産業発展計画(2018-2030)	2020	200	5,550	28
		2025	500	10,050	43
		2030	1,000	26,550	57
	佛山市高明区水素エネルギー産業発展計画(2019-2030)	2021	30	485	6
		2025	80	800	15
		2030	300	3,020	40
	佛山市南海区水素エネルギー産業発展計画(2020-2035)	2025	300	6,000	30
		2030	1,000	12,000	60
		2035	1,500	18,000	80

広州市	広州市水素エネルギー産業発展計画(2019-2030)	2022	200	3,100	30
		2025	600	全体の30%以上	50
		2030	2,000	—	100
六安市	六安市水素エネルギー産業発展計画(2020-2025)	2025	—	600	5

佛山市がデジタル・インテリジェント化への支援で最高1億元の補助金

佛山市は7月27日、「製造業のデジタル・インテリジェント化へのモデルチェンジ発展大会」を開催し、会場で「佛山市製造業のデジタル・インテリジェント化へのモデルチェンジ推進の若干措置」が発表された。

本措置は製造業のデジタル化、ネットワーク化、インテリジェント化のモデルチェンジを推進するもので、30項目に及ぶ関連措置が提示された。本措置は2024年8月23日まで実施する。



措置は、佛山市がデジタル・インテリジェント化へのモデルチェンジで見本となるモデルプロジェクトを構築した製造業企業に対し支援するもの。その1例として毎年、デジタル・インテリジェント化したモデル工場を30件以上、モデル生産現場を100件以上認定し、更に工業インターネットにおけるモデルプロジェクトを30件以上、ロボット運用などにおけるデジタル・インテリジェント化への改善モデルプロジェクトを30件以上選出し、支援する。またクラウド運用やデジタルライブラリが一定規模以上に達する製造業企業向けに、毎年1社毎に獲得した技術革新に充てた固定資産投資に対して最高で総額1億元を補助し、その他の製造業企業に対しても最高で総額6千萬元を補助するなどとした。

〈中国短信〉

◆個人情報保護法が公布 11月施行

全人代常務委員会は8月20日、「個人情報保護法」を可決した。同法は11月1日から施行される。

中国国内の自然人の個人情報の保護が制定目的であるが、①中国国内向けに製品やサービスの提供を目的としている場合や、②中国国内の自然人を分析または評価する行為、については中国国外においても同法が適用される(第3条)。

中国国外への個人情報の持ち出しは厳しく規制される。持ち出す場合は、①国のサイバーセキュリティ当局の安全評価、②専門機関による認証、③指定書式の契約書の締結、などが必要となる(第38条)。

同法では特に取り扱いに注意すべき情報として「センシティブ個人情報」(中国語: 敏感個人情報)との概念が打ち出された。「センシティブ個人情報」とは、漏洩した場合、または不法に使用された場合、個人の人格・尊厳を侵害、もしくは人身、財産に危害をもたらす個人情報を指し、具体例として、生態認証、宗教、身分、医療健康、金融口座、行動データ、14歳未満の未成年が挙げられている(第28条)。

※「個人情報保護法」(全人代HP)

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753fe.shtml>

◆重要情報インフラのデータを規制へ

中国政府はこのほど、「重要情報インフラ安全保護条例」を公布した。すでに公布されている「データセキュリティ法」に基づく条例で、同法と同日の9月1日から施行される。

条例が定義する「重要情報インフラ」とは、公共通信、情報サービス、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府、国防科学工業等の重要な業種・分野、および破壊、機能喪失、漏洩によって国家安全、経済と国民生活、公共利益に深刻な危害を及ぼす可能性がある重要なネットワーク施設を指す。

条例は、政府から認定を受けた「重要情報インフラ運営者」の責任を明確にすることが主旨となっており、当該運営者は専門的な安全管理の仕組みを導

入するなど重要インフラからの情報漏洩を防ぐための対応が迫られる。

尚、2017年6月施行の「インターネット安全法(サイバーセキュリティ法)」では、重要情報インフラ運営者に対し中国国内で収集した情報の国外への持ち出しや保管を禁じている。

※「重要情報インフラ安全保護条例」(中国政府公式HP)

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/17/content_5631671.htm

＜条例の主な内容(抜粋)＞

条項	内 容
2	本条例の重要情報インフラとは、公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府、国防科学技術工業などの重要な業種・分野の他、破壊、機能喪失、データ漏洩によって国家安全、経済と国民生活、公共利益に深刻な危害を及ぼす可能性のある重要なネットワーク施設、情報システムなどを指す。
17	運営者は自らまたはネットワークセキュリティサービス機関に委託し、重要情報インフラに対して毎年一回以上のサイバーセキュリティ検査及びリスク評価を行い、セキュリティ問題があれば適宜改善し、保護業務部門の要求に従い状況報告をしなければならない。
19	運営者は安全で信頼できるインターネット製品及びサービスを優先的に購入しなければならない。インターネット製品とサービスの購入が国家安全に影響する恐れがある場合、国家ネットワークセキュリティ規定に従いセキュリティ審査を受けなければならない。
20	運営者が購入したネットワーク製品及びサービスは、国家の関連規定に従いサイバー製品及びサービス提供者とセキュリティ守秘契約を締結し、提供者の技術サポートとセキュリティ守秘義務及び責任を明確にし、義務と責任の履行状況に対し管理しなければならない。
39	運営者が関係主管部門から是正・警告を受けても是正しない或いはインターネットセキュリティに被害を及ぼした場合、10万元以上100万元以下の罰金を科し、直接責任がある担当者に対して1万元以上10万元以下の罰金を科する。

◆各省で最賃改正続く

今年に入って各省で最賃引き上げが続いており8月13日現在、全体の約4割となる12省が最低賃金の引き上げを発表した。

湖北省は9月1日より武漢市など一部エリアの最低賃金を現行の1,750元から14.9%増の2,010元に引き上げる。最低賃金の2千元超えは上海、北京、広東、天津、江蘇、浙江に次ぐ。

直近では、江蘇省と浙江省が8月1日から最低賃金を引き上げ、江蘇省は12.9%増、浙江省は13.4%増

となった。

前年はコロナ禍による経済への影響を鑑み最低賃金の改定を見送ってきた地方が多かったが、経済の回復に伴い賃金改定の動きが活発化している。

◆長時間労働 黙認から法適用強化へ

中国人力資源・社会保障部と最高人民法院は8月25日、長時間労働に起因する労働紛争の判例集を公式サイトに連名で掲載し、中国では労働法の適用が強化されるとの観測が高まっている。

「中国労働法」においては、次のように労働時間と残業時間の上限が定められている。

- ・労働時間の上限：1週間44時間
- ・残業時間の上限：1カ月36時間

ただし法律と実態が異なることが少なくない中国では、短期間に多く稼ぎたい労働者の意向もあって、この残業規制を超えた長時間労働については、これまで労働当局でも黙認されることが多かった。とりわけ、急成長を求めるネット企業を中心に、残業代込みで「朝9時に出勤、夜9時に退勤、週6日勤務」（週72時間労働）という雇用制度が「996工作制」としてまかり通ってきた。

掲載された判例集は、労働者が労働仲裁や訴訟で未払い残業代の請求を勝ち取るといった内容がほとんどで、長時間労働を今後黙認しないとのメッセージが労働当局と司法当局から発せられた格好だ。

長時間労働は中国では白か黒かはっきりしない「グレーゾーン」の一つと言えるが、判例集が公開されたことを機に黒に近づいた模様だ。

残業規制に違反していると認めつつも、従業員の定着化を図るため、長時間労働を許容してきた日系企業は少なくない。こうした企業では今後、法適用にあたる所在地の労働当局（人力資源・社会保障局、通称：人社局）の動向を見ながらの対応が求められるそう。

※第二次労働人事争議典型事件例を連名で発表することに関する通知（人社部函〔2021〕90号）

（中国人力資源・社会保障部 公式サイト）

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/zcwj/202108/t20210825_421600.html

◆初の自動車データ規制が発表

国家インターネット情報弁公室等は8月16日、自

動車データのセキュリティに関する初の法令となる「自動車データ安全管理若干規定（試行）」を発表した。10月1日から施行される。規定は5月21日に意見募集稿が発表されていた。

規定は、自動車データ処理における一連のプロセスに規定を設けることにより、個人や組織の正当な権益や国家安全、公共利益を保護し、自動車データの合理的な開発利用を促進することを主旨としており、当該企業はデータの収集、分析、利用等の過程における監督・管理で再構築が迫られる。

日系企業は、データの海外持ち出しの際に細心の注意が必要で、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」との関連性も押さえながら、コンプライアンスの更なる強化が求められる。

<規定の主な内容（抜粋）>

条項	内 容
3	自動車データとは、自動車の設計、生産、販売、使用、運用などのプロセスに関わる個人情報データ及び重要データを指す。自動車データ処理とは、自動車データの収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開などを指す。自動車データ処理業者とは、自動車データ処理活動をする組織を指し、自動車メーカー、部品及びソフトウェアのサプライヤー、ディーラー、修理機関、モビリティ・サービス企業などを含む。重要データとは、改ざん、破壊、漏洩、違法な取得または不正利用により、国家安全保障、公共利益、個人または組織の合法権益を危険にさらす可能性があるデータを指す。
11	重要データは、法律に従い国内に保管し、業務上海外に提供する必要がある場合、国家インターネット情報部門、國務院関連部門が組織する安全評価を経なければならない。
12	自動車データ処理業者が海外に重要なデータを提供する場合、安全評価の際に明確にした目的、範囲、方法、データの種類、規模等を超えてはならない。
13	自動車データ処理業者は、重要なデータ処理活動を行うにあたり毎年12月15日までに、省、自治区、直轄市のインターネット情報部門及び関連部門に対し、以下の年度自動車データ安全管理状況を報告しなければならない。①自動車データ安全管理責任者、ユーザー権益事務担当の氏名及び連絡先、②処理した自動車データの種類、規模、目的、必要性、③自動車データの保管場所、期間などを含む安全保護及び管理措置…
14	重要なデータを海外に提供する自動車データ処理業者は、第13条の要求を踏まえ以下の状況を補足報告しなければならない。①受領者の基本状況、②海外に提供する自動車データの種類、規模、目的、必要性、③自動車データの海外保管場所、期間、範囲、方法、④自動車データの海外提供によるユーザーからのクレーム処理状況…

※自動車データ安全管理若干規定（試行）（中国網信弁）

http://www.cac.gov.cn/2021-08/20/c_1631049984897667.htm

中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年8月	14,211	12.6	16,290	23.2	▲2,079	赤字拡大
2021年1-8月	116,069	23.9	129,783	15.3	▲13,714	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

8月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	66,058	100.0
	アメリカ	11,506	17.4
	E U	6,188	9.4
	アジア	38,825	58.8
	うち中国	14,211	21.5
	総額	72,411	100.0
輸入	アメリカ	7,575	10.5
	E U	8,626	11.9
	アジア	33,707	46.5
	うち中国	16,290	22.5

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

8月の主な増減品目

単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 有機化合物	44.9	1.3
		2 プラスチック	21.5	1.2
		3 半導体等電子部品	11.2	0.8
輸入	減少	1 半導体等製造装置	▲10.1	▲0.9
		1 衣類・同付属品	17.6	1.8
		2 半導体等電子部品	59.9	1.5
	増加	3 金属製品	33.7	1.2
		1 電算機類(含周辺機器)	▲13.7	▲1.7
	減少	2 通信機	▲16.6	▲1.6

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年 月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年8月	2,646	14.3	18.6	2,098	46.4	12.9	548	黒字縮小
2021年1-8月	22,039	20.0	19.0	14,937	20.7	11.5	7,102	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

8月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	14,498	100.0
	アメリカ	3,504	24.2
	E U	1,912	13.2
	アジア	6,076	41.9
	うち中国	2,646	18.3
	総額	8,560	100.0
輸入	アメリカ	738	8.6
	E U	743	8.7
	アジア	4,476	52.3
	うち中国	2,098	24.5

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

8月の主な増減品目

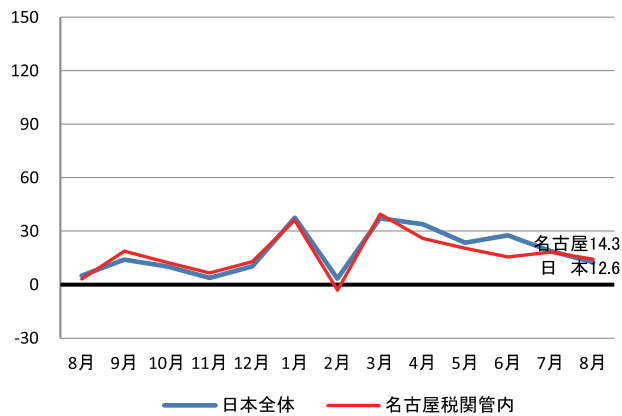
単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 重電機器	50.5	1.7
		2 繊維機械	261.5	1.5
		3 半導体等電子部品	78.3	1.3
	減少	1 原動機	▲38.3	▲2.0
		2 自動車	▲25.8	▲1.2
輸入	増加	1 金属製品	60.7	2.5
		2 有機化合物	120.3	2.4
		3 自動車の部分品	72.5	2.1

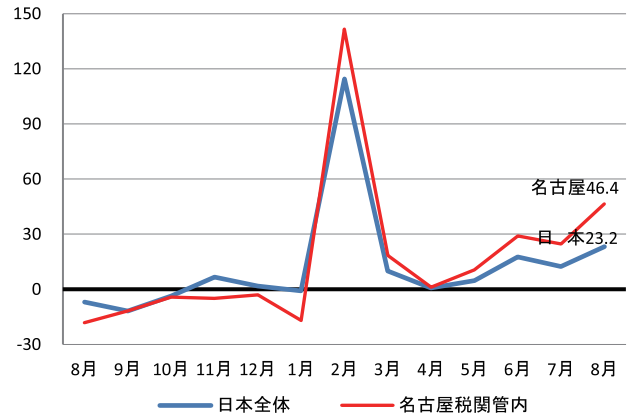
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

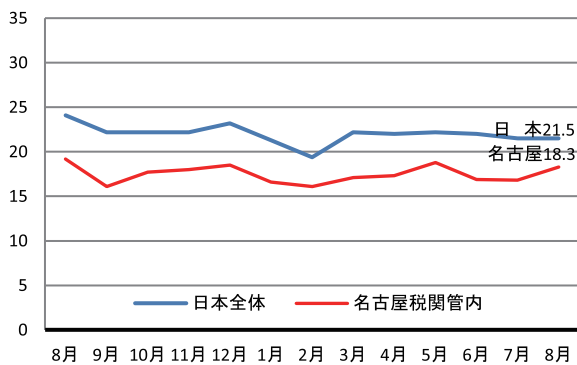
中国への輸出額の月別伸率(%)



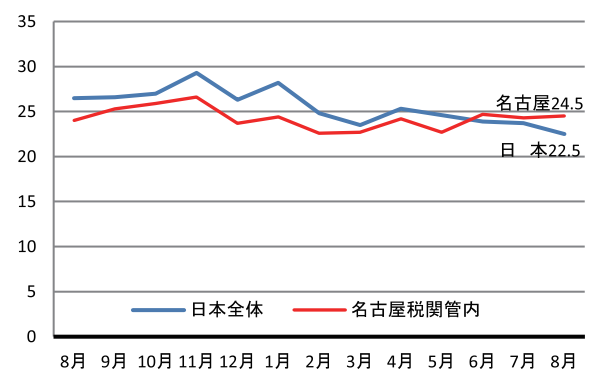
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年8月	2,943	25.6	2,359	33.1
2021年1-8月	20,951	33.7	17,326	34.8

出所：中国税関総署

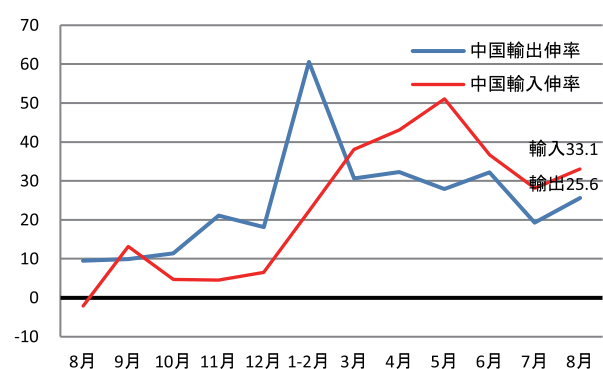
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

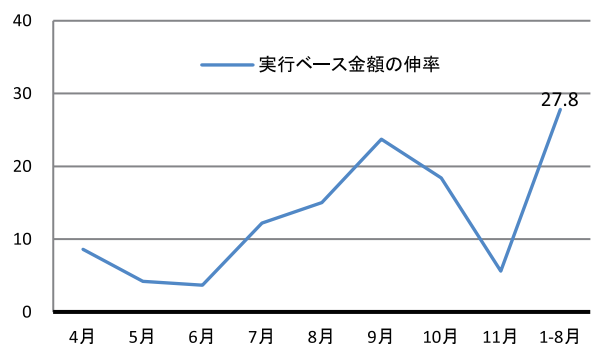
年 月	件 数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年8月	N/A	N/A	N/A	N/A
2021年1-8月	N/A	N/A	1137.8	27.8

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



※2020年12月のデータは未発表

中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	8月	1-8月
消費者物価指数	0.8	0.6
うち都市	1.0	0.7
農村	0.3	0.4
うち食品	▲4.1	▲1.1
食品以外	1.9	1.0
うち消費財	0.3	0.6
サービス	1.5	0.6

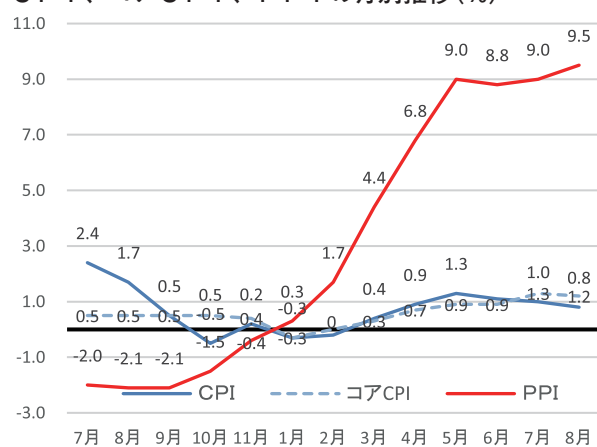
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

	8月	1-8月
工業生産者物価指数(PPI)	9.5	6.2
うち生産資材	12.7	8.2
うち採掘	41.8	23.9
原材料	18.3	12.3
加工	8.0	5.2
生活資材	0.3	0.2
うち食品	0.9	1.6
衣類	0.0	▲0.7
一般日用品	0.1	0.2
耐久消費財	▲0.1	▲1.0
工業生産者仕入物価指数	13.6	8.6
うち燃料、動力類	26.2	12.1

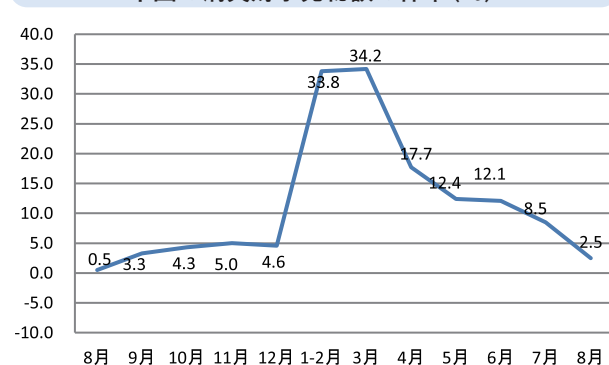
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

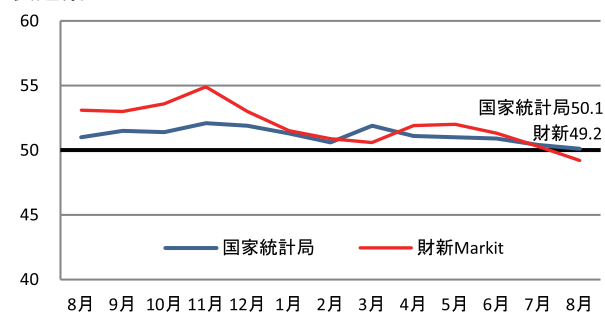
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

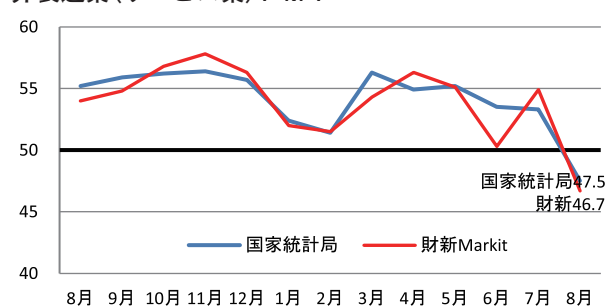
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

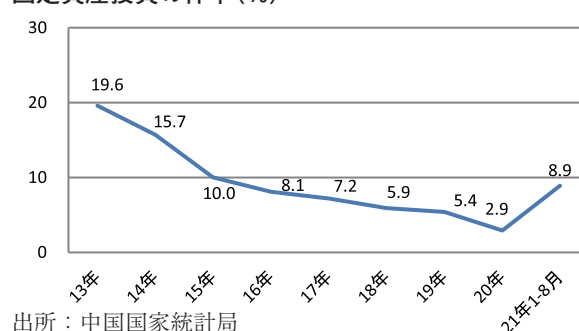


中国の固定資産投資

1-8月分の固定資産投資

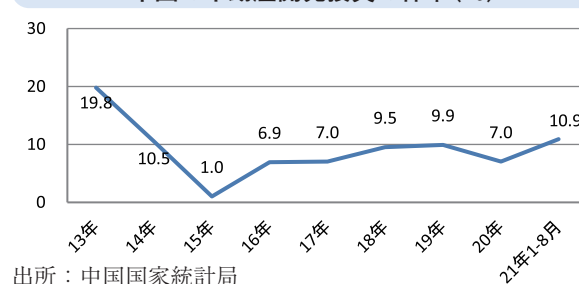
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資	第一次	346,913	8.9
	第二次	9,048	18.1
	第三次	104,911	12.9
地域別	東部	232,954	6.8
	中部	N/A	8.2
	西部	N/A	15.7
	東北	N/A	7.5

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

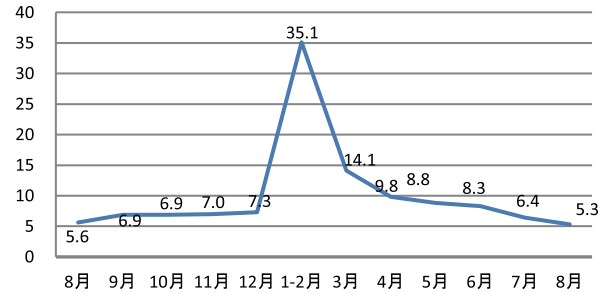
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	8月	1-8月
一定規模以上の工業生産	5.3	13.1
内訳 鉱業	2.5	5.0
製造業	5.5	14.0
電気・ガス・熱・水生産供給業	6.3	12.4
内訳 国有企業	4.6	10.3
株式制企業	6.1	13.2
外資系企業	3.4	13.3
私営企業	5.2	14.7

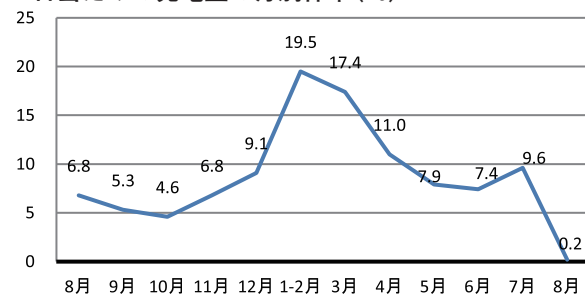
出所：中国国家统计局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



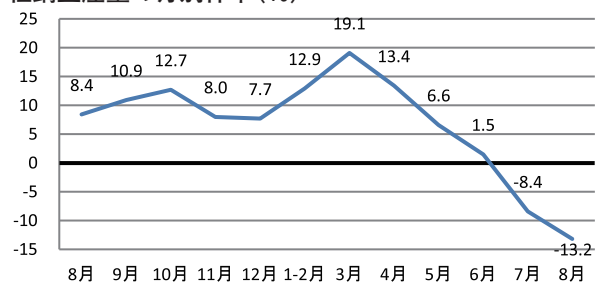
出所：中国国家统计局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



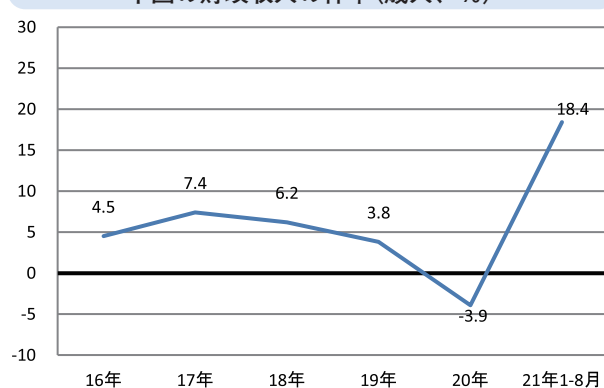
出所：中国国家统计局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

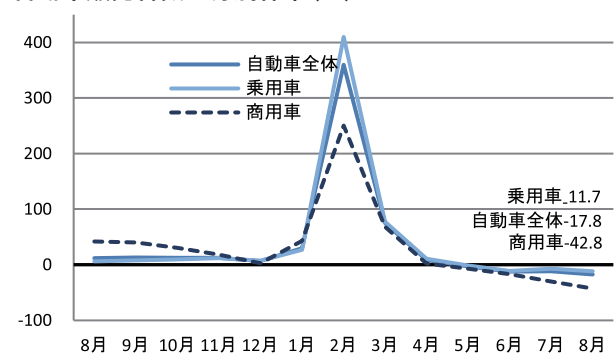
中国の自動車販売台数

台数：万台

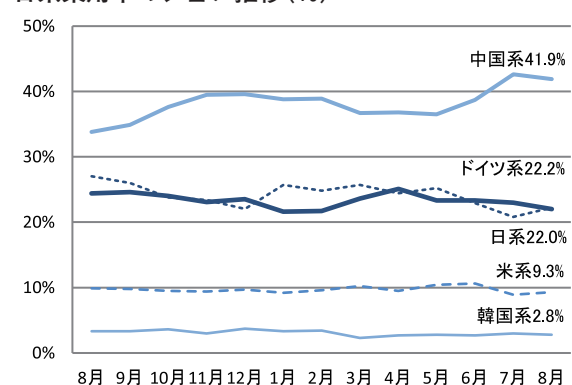
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
21年8月	180	25
21年1-8月	1,656	344

出所：中国汽车工业协会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

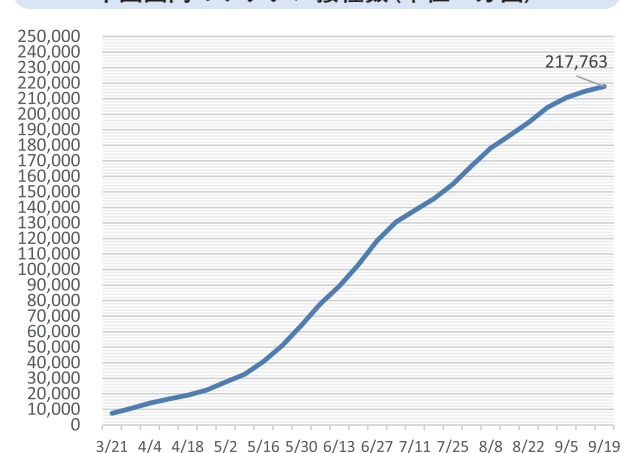


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

中国国内のワクチン接種数(単位：万回)



出所：中国国家衛生健康委員会